

### 第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法



### 第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

#### 1 環境影響評価の項目

対象事業に係る環境影響評価の項目は、「長野県環境影響評価技術指針」（平成28年1月改正、長野県告示第18号）の〔様式〕影響要因—環境要素関連表を基に、事業の特性及び地域の特性を考慮し、環境に影響を及ぼすおそれのある環境要素として、大気質、騒音、振動、低周波音、水質、水象、土壌汚染、地形・地質、植物、動物、生態系、景観、触れ合い活動の場、文化財、廃棄物等、温室効果ガス等、その他の環境要素（電波障害、光害）の18項目を選定した。

方法書における環境影響評価の項目の選定結果は、表3.1-1に示すとおりである。

表 3.1-1 環境影響評価の項目の選定結果

影響要因	環境要素 (小区区分)		大気質		水質	水象	土壌汚染	地形・地質	植物	動物	景観	廃棄物等	その他の環境要素
	影響要因	環境要素	環境基準が設定されている物質	その他必要な項目									
工事による影響	区分	(具体的な要因)											
	運搬(機材・資材・廃材等)	工事用車両の走行											
	土地造成(切土・盛土)		○										
	樹木の伐採		○										
	掘削	床堀(管渠、防災調整池等)											
	廃材・残土等の発生・処理		○										
	送電線(地下埋設)の設置		○										
	地形改変		△										
	樹木伐採後の状態												
	工作物の存在	太陽光パネルの存在等											
	存在・供用による影響	緑化											
騒音・振動等の発生		パワーコンディショナ等の稼働											
太陽光パネル等の交換・廃棄													

注1) 本事業では、地域・地権者との合意などの条件が整えば発電事業を継続して行う計画としており、現在のところ施設の撤去については想定していないことから、影響要因のうち、「存在・供用による影響」の「農業の使用」は選定していない。  
 注2) 本事業では、維持管理等に農薬・除草剤等の使用しない計画であることから、影響要因のうち、「存在・供用による影響」の「排水処理」は選定していない。  
 注3) 本事業では、存在・供用時に水質汚濁物質を発生させる施設等の設置等の取組を、本事業で既設の発電所用地の太陽光パネルを更新する場合には、この要因を含めて環境影響評価を行うものとする。  
 注4) ※を付した『工事による影響』の廃棄物については、本事業で既設の発電所用地の太陽光パネルを更新する場合には、この要因を含めて環境影響評価を行うものとする。

【凡例】

- ◎：重点化項目(調査、予測及び評価を詳細に行う項目)
- ：標準項目(調査、予測及び評価を標準的に行う項目)
- △：簡略化項目(調査、予測及び評価を簡略化して行う項目)
- 無記入：非選定項目(調査、予測及び評価を行わない項目)

※グレーは、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」(平成28年10月、長野県環境部)の記載例その2 影響要因一環境要素関連表 太陽光発電所(森林地域への立地を想定した場合)の例において、選定されている影響要因と環境要素の組み合わせである。